

	新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更
と き	1月11日（火）決定
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
<p>東京都は、1月7日、1月11日から31日までの間、オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応として、都民および事業者に対し、基本的感染防止策の徹底など協力依頼・要請を行った。</p> <p>区は、1月11日から31日までの間、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、以下のとおり対応する。</p>	

【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】（令和4年1月11日付け）

別添のとおり

【基本的な考え方】

- (1) 区民の皆様には、3密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いをはじめとした、基本的な感染防止策の徹底を引き続きお願いする。感染防止を強く意識し、感染リスクの高い場所への外出や、リスクの高い行動は控えるようお願いする。感染に不安を感じる区民に対し、都が実施する検査を受けることをお願いする。
- (2) 区内の飲食店等には、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするようお願いする。5人以上の場合には、TOKYOワクション又は他の接種証明書等を活用することを強く推奨する。また、引き続き、業種別ガイドラインの遵守をお願いする。なお、都の感染防止徹底点検済証の交付を受けていない店舗については、酒類の提供を午後9時までとし、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするようお願いする。

【問い合わせ】

練馬区 危機管理課 安全安心係

電話03-5984-1027